

新規上場申請のための四半期報告書

モビルス株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年 7月 29日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

【会社名】 モビルス株式会社

【英訳名】 Mobilus Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石井 智宏

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田三丁目11番6号 サンウェスト山手ビル5階

【電話番号】 03-6417-9523

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 加藤 建嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田三丁目11番6号 サンウェスト山手ビル5階

【電話番号】 03-6417-9523

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 加藤 建嗣

目 次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	19
第4【経理の状況】	20
1【四半期財務諸表】	21
2【その他】	28
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	29
四半期レビュー報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 累計期間	第9期
会計期間	自 2020年9月1日 至 2021年5月31日	自 2019年9月1日 至 2020年8月31日
売上高 (千円)	899,106	952,657
経常利益 (千円)	119,559	54,645
四半期(当期)純利益 (千円)	139,906	74,504
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	90,000	90,000
発行済株式総数 (株)		
普通株式	218,000	218,000
A種優先株式	64,071	64,071
B種優先株式	61,037	61,037
C種優先株式	47,679	47,679
D種優先株式	43,450	43,450
純資産額 (千円)	1,391,425	1,251,518
総資産額 (千円)	1,755,890	1,644,761
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	26.85	14.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	79.2	76.1

回次	第10期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2021年3月1日 至 2021年5月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	17.02

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 当社は、2021年 6 月 1 日付で A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式及び D 種優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。
7. 2021年 6 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 12 株の割合で株式分割を行っております。これにより第 9 期の期首に当該株式分割及び種類株式から普通株式への転換が行われたと仮定し、1 株当たり四半期（当期）純利益を算出しております。
8. 当社は、第 9 期第 3 四半期累計期間については四半期財務諸表を作成しておりませんので、第 9 期第 3 四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、事業等のリスクについて新たに発生した事項又は新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は前第3四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあり、段階的な経済活動の再開による持ち直しの動きが見られたものの、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社の経営環境としては、国内企業の人手不足感の高まりやコスト削減への圧力から、コンタクトセンターの効率化及び自動化へのニーズは引き続き高く、また今回の新型コロナウイルス感染症によりリモートワークに対応したシステムのニーズが急速に高まっており、顧客のそれに対応するサービスの需要が継続しております。

当第3四半期累計期間の売上高については、当社の主要事業であるSaaSサービスは、コアプロダクトであるMOBI AGENT（モビエージェント）が順調にユーザー企業数を伸ばしており、金融、メーカー、サービスと業界を問わずにリーディング企業に採用を頂きました。また、AI電話自動応答システムMOBI VOICE（モビボイス）は、BCP（事業継続計画）対策やバックオフィス業務の効率化の一環などの背景から、ユーザー企業が拡大してきております。2021年5月末時点で、当社SaaSプロダクトの契約数は209件（前年対比163%）となりました。プロフェッショナルサービスは、カスタマイズ案件獲得が堅調に推移しました。イノベーションラボサービスは、既存顧客から継続的な発注があり順調に推移しました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は899百万円、営業利益は105百万円、経常利益は119百万円、四半期純利益は139百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産合計は1,755百万円となり、前事業年度末に比べ111百万円増加いたしました。流動資産は1,259百万円（前事業年度末に比べ5百万円の減少）となりました。これは主に売掛金の減少20百万円があった一方で、現金及び預金の増加9百万円及び仕掛品の増加6百万円があったことによるものであります。固定資産は495百万円（同117百万円の増加）となりました。これは主にソフトウェアの増加90百万円、繰延税金資産の増加22百万円によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は364百万円となり、前事業年度末に比べ28百万円減少いたしました。流動負債は256百万円（前事業年度末に比べ20百万円の減少）となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金の減少42百万円、未払消費税等の減少11百万円及び賞与引当金の減少25百万円があった一方で、短期借入金の増加40百万円、前受金の増加23百万円があったことによるものであります。固定負債は107百万円（前事業年度末に比べ7百万円の減少）となりました。これは主に長期借入金の減少7百万円によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は1,391百万円となり、前事業年度末に比べ139百万円増加いたしました。これは四半期純利益の計上139百万円によるものであります。

(3) 経営方針、経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	350,000
A種優先株式	150,000
B種優先株式	100,000
C種優先株式	150,000
D種優先株式	100,000
計	850,000

(注) 2021年5月17日開催の臨時株主総会における決議により、2021年6月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は19,993,300株増加し、20,843,300株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年7月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	218,000	5,210,844	非上場	権利内容として何ら限定のない 当社における標準となる株式で あります。 なお、単元株式数は1株でありま す。 (注) 1、2及び3
A種優先株式	64,071	—	非上場	(注) 4
B種優先株式	61,037	—	非上場	(注) 5
C種優先株式	47,679	—	非上場	(注) 6
D種優先株式	43,450	—	非上場	(注) 7
計	434,237	5,210,844	—	—

(注) 1 2021年5月17日開催の臨時取締役会における決議により、2021年6月1日付でA種優先株式64,071株、B種優先株式61,037株、C種優先株式47,679株及びD種優先株式43,450株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を216,237株交付しております。これにより2021年6月1日における発行済普通株式数は434,237株となっております。また、同取締役会における決議により、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2021年6月1日付で消却しております。

- 2 2021年5月17日開催の取締役会における決議により、2021年6月1日付で当社普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,776,607株増加し、発行済株式総数は5,210,844株となっております。
- 3 2021年5月17日開催の臨時株主総会における決議により、2021年6月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
- 4 A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当

- ① 当会社は、剰余金の配当（中間配当を含む。以下単に「配当」という。）を行なうときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先株式登録質権者」

という。)に対し、普通株式の保有者(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき(2)残余財産の分配①に定めるA種優先分配額の4%に相当する剰余金(以下「A種優先配当額」という。)を配当する。但し、既に同じ事業年度中に設けられた基準日によりA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

② 前号による配当の後さらに配当を行う場合には、A種優先株式及び普通株式に対し1株当たり同率の配当をする。

③ ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額に達しない場合であっても、当該不足額はよく事業年度以降に累積しないものとする。

④ ①に基づくA種優先配当額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 残余財産の分配

① 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金1,750円(以下「A種優先分配額」という。)を支払う。

② 前号による分配の後なお残余財産がある場合には、当該残余財産を普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して分配する。この場合、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前号の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に(3)普通株式と引換えにする取得請求権に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産をそれぞれ分配する。

③ A種優先分配額は、以下の定めに従い調整される。

(a) A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{当該調整前の分配額}$$

(b) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(A種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式(A種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(c) 上記(a)及び(b)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 普通株式と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

① A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「A種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

② 上記①のA種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は1,750円とする。

(4) 取得価額等の調整

前項に定めるA種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記(a)又は(b)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前項の取得価額(以下「取得価額」という。)を、下記に定める調整式

に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記(a)又は(b)のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (a) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当てを含む。）。但し、A種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。
- (b) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。）。本(b)にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額（法令上確定しない場合は当会社が合理的に定める金額とする。）を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

記

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数と、(ii)発行済の種類株式の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記(b)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記(a)又は(b)に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てに1より行われる場合は、前項に定めるB種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本①に基づく調整は、B種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

② 株式の分割又は併合による調整

A種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はA種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- (a) 資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- (b) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (c) 潜在株式等にかかる上記①(b)に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- (d) 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会の決議により合理的に判断される場合。

(5) 普通株式と引換えにする取得

当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいづれかの金融商品取引所への上場（以下「株式上場」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第3項（普通株式と引換えにする取得請求権）及び前項の定めを準用する。但し、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(6) 株式の分割、併合及び株主割当て等

- ① 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
- ② 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
- ③ 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(7) 議決権

A種優先株主は、当会社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

5 B種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当

① 当会社は、剰余金の配当（中間配当を含む。以下単に「配当」という。）を行なうときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先株式登録質権者」という。）及びB種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録質権者（以下「B種優先株式登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき(2)残余財産の分配①に定めるA種優先分配額の4%に相当する剰余金（以下「A種優先配当額」という。）を、B種優先株式1株につき(2)残余財産の分配①に定めるB種優先分配額の4%に相当する剰余金（以下「B種優先配当額」という。）を、同順位にてそれぞれ配当する。但し、既に同じ事業年度中に設けられた基準日によりA種優先株主又はA種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

② 前号による配当の後さらに配当を行う場合には、A種優先株式、B種優先株式及び普通株式に対し1株当たり同率の配当をする。

③ ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額及びB種優先配当額に達しない場合であっても、当該不足額はよく事業年度以降に累積しないものとする。

④ ①に基づくA種優先配当額及びB種優先配当額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 残余財産の分配

① 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金1,750円（以下

「A種優先分配額」という。)を、B種優先株式1株につき金4,915円(以下「B種優先分配額」という。)を同順位にてそれぞれ支払う。

② 前号による分配の後なお残余財産がある場合には、当該残余財産を普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配する。この場合、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、前号の分配額に加え、A種優先株式1株及びB種優先株式1株のぞれぞれにつき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に(3)普通株式と引換えるに取れる請求権に定めるA種取得比率及びB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産をそれぞれ分配する。

③ B種優先分配額は、以下の定めに従い調整される。

- (a) B種優先株式の分割又は併合が行われたときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{当該調整前の分配額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (b) B種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、B種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行B種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(B種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行B種優先株式数」は「処分する自己株式(B種優先株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\begin{array}{cccc} \text{既発行B種} & \text{当該調整} & \text{新発行B種} & \text{1株当たり} \\ \text{優先株式数} & \times & \text{前分配額} & + \text{優先株式数} \times \text{払込金額} \end{array}}{\text{既発行B種優先株式数} + \text{新発行B種優先株式数}}$$

(c) 上記(a)及び(b)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 普通株式と引換えるに取れる請求権

B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当会社がB種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

① B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「B種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{B種取得比率} = \frac{\text{B種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

② 上記①のB種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は4,915円とする。

(4) 取得価額等の調整

前項に定めるB種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 株式等の発行又は処分に伴う調整

B種優先株式発行後、下記(a)又は(b)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前項の取得価額(以下「取得価額」という。)を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記(a)又は(b)のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (a) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合(株式無償割当てを含む。)。但し、B種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

(b) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。）。本(b)にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額（法令上確定しない場合は当会社が合理的に定める金額とする。）を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

記

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数と、(ii)発行済の種類株式の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記(b)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記(a)又は(b)に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てに1より行われる場合は、前項に定めるB種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本①に基づく調整は、B種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するB種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

② 株式の分割又は併合による調整

B種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合B種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{当該調整前取得価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

③ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はB種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- (a) 資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- (b) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (c) 潜在株式等にかかる上記①(b)に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- (d) 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会の決議により合理的に判断される場合。

(5) 普通株式と引換えにする取得

当会社は、B種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式上場」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要

請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第3項（普通株式と引換えにする取得請求権）及び前項の定めを準用する。但し、B種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(6) 株式の分割、併合及び株主割当て等

- ① 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
- ② 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
- ③ 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(7) 議決権

B種優先株主は、当会社株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「B種種類株主総会」という。）において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

6 C種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当

- ① 当会社は、剰余金の配当（中間配当を含む。以下単に「配当」という。）を行うときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先株式登録質権者」という。）、B種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録質権者（以下「B種優先株式登録質権者」という。）及びC種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録質権者（以下「C種優先株式登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき(2)残余財産の分配①に定めるA種優先分配額の4%に相当する剰余金（以下「A種優先配当額」という。）を、B種優先株式1株につき(2)残余財産の分配①に定めるB種優先分配額の4%に相当する剰余金（以下「B種優先配当額」という。）を、C種優先株式1株につき(2)残余財産の分配①に定めるC種優先分配額の4%に相当する剰余金（以下「C種優先配当額」という。）を、同順位にてそれぞれ配当する。但し、既に同じ事業年度中に設けられた基準日によりA種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

② 前号による配当の後さらに配当を行う場合には、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及び普通株式に対し1株当たり同率の配当をする。

③ ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額、B種優先配当額及びC種優先配当額に達しない場合であっても、当該不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

④ ①に基づくA種優先配当額、B種優先配当額及びC種優先配当額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 残余財産の分配

① 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金1,750円（以下「A種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき金4,915円（以下「B種優先分配額」という。）を、C種優先株式1株につき金8,740円（以下「C種優先分配額」という。）を同順位にてそれぞれ支払う。

② 前号による分配の後なお残余財産がある場合には、当該残余財産を普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対して分配する。この場合、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者及びC種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、前号の分配額に加え、A種優先株式1株、B種優先株式1株及びC種優先株式1株のそれぞれにつき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に（注）1(3)普通株式と引換えにする取得請求権、（注）2(3)普通株式と引

換えにする取得請求権、及び(3)普通株式と引換えにする取得請求権に定めるA種取得比率、B種取得比率及びC種取得比率を乗じた額と同額の残余財産をそれぞれ分配する。

③ C種優先分配額は、以下の定めに従い調整される。

- (a) C種優先株式の分割又は併合が行われたときは、C種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{当該調整前の分配額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (b) C種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。）を行ったときは、C種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行C種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（C種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行C種優先株式数」は「処分する自己株式（C種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行C種} \\ \text{優先株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該調整} \\ \text{前分配額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新発行C種} \\ \text{優先株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行C種優先株式数} \\ + \text{新発行C種優先株式数} \end{array}}$$

(c) 上記(a)及び(b)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 普通株式と引換えにする取得請求権

C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、保有するC種優先株式の全部又は一部につき、当会社がC種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

① C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「C種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各C種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{C種優先株式の基準価額} \\ \text{C種取得比率} = \frac{\text{取得価額}}{\text{基準価額}}$$

② 上記①のC種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は8,740円とする。

(4) 取得価額等の調整

前項に定めるC種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 株式等の発行又は処分に伴う調整

C種優先株式発行後、下記(a)又は(b)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前項の取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記(A)及び(B)のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(a) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当を含む。）。但し、C種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

(b) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当を含む。）。本(b)にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額（法令上確定しない場合は当会社が合理的に定める金額とする。）を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める

期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

記

$$\begin{array}{rcl} \text{既発行} & \text{当該調整前} & \text{新発行} \\ \text{株式数} & \times & \text{株式数} \\ \text{調整後取得価額} = & \hline & \end{array} \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \times \text{払込金額} \\ \hline \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \end{array}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数と、(ii)発行済の種類株式の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記(B)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記(a)又は(b)に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てに1より行われる場合は、前項に定めるC種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本①に基づく調整は、C種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するC種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

② 株式の分割又は併合による調整

C種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合C種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\begin{array}{rcl} 1 \\ \text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \hline \\ \text{分割・併合の比率} \end{array}$$

③ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲において取得価額及び／又はC種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

- (a) 資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- (b) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (c) 潜在株式等にかかる上記①(b)に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- (d) 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会の決議により合理的に判断される場合。

(5) 普通株式と引換えにする取得

当会社は、C種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式上場」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のC種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第3項（普通株式と引換えにする取得請求権）及び前項の定めを準用する。但し、C種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(6) 株式の分割、併合及び株主割当て等

- ① 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。

② 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。

③ 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(7) 議決権

C種優先株主は、当会社株主総会及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「C種種類株主総会」という。）において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

7 D種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当

① 当会社は、剰余金の配当（中間配当を含む。以下単に「配当」という。）を行うときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先株式登録質権者」という。）、B種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録質権者（以下「B種優先株式登録質権者」という。）、C種優先株式の保有者（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録質権者（以下「C種優先株式登録質権者」という。）及びD種優先株式の保有者（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録質権者（以下「D種優先株式登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式発行要項第2項（残余財産の分配）第(1)号に定めるA種優先分配額（A種優先株式発行要項第2項（残余財産の分配）第(3)号に基づきA種優先分配額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の4%に相当する剰余金（以下「A種優先配当額」という。）を、B種優先株式1株につきB種優先株式発行要項第2項（残余財産の分配）第(1)号に定めるB種優先分配額（B種優先株式発行要項第2項（残余財産の分配）第(3)号に基づきB種優先分配額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の4%に相当する剰余金（以下「B種優先配当額」という。）を、C種優先株式1株につきC種優先株式発行要項第2項（残余財産の分配）第(1)号に定めるC種優先分配額（C種優先株式発行要項第2項（残余財産の分配）第(3)号に基づきC種優先分配額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の4%に相当する剰余金（以下「C種優先配当額」という。）を、D種優先株式1株につき第2項（残余財産の分配）第(1)号に定めるD種優先分配額（第2項（残余財産の分配）第(3)号に基づきD種優先分配額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の4%に相当する剰余金（以下「D種優先配当額」という。）を、同順位にてそれぞれ配当する。但し、既に同じ事業年度中に設けられた基準日によりA種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及びD種優先株主又はD種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

② 前号による配当の後さらに配当を行う場合には、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及び普通株式に対し1株当たり同率の配当をする。

③ ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及びD種優先株主又はD種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額、B種優先配当額、C種優先配当額及びD種優先配当額に達しない場合であっても、当該不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

④ ①に基づくA種優先配当額、B種優先配当額、C種優先配当額及びD種優先配当額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 残余財産の分配

① 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及びD種優先株主又はD種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金1,750円（以下「A種優先分配額」という。）を、B種優先株式1株につき金4,915円（以下「B種優先分配額」という。）を、C種優先株式1株につき金8,740円（以下「C種優先分配額」という。）を、D種優先株式1株につき金10,441円（以下「D種優先分配額」という。）を、同順位にてそれぞれ支払う。

② 前号による分配の後なお残余財産がある場合には、当該残余財産を普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及びD種優先株主又はD種優先登録質権者に対して分配する。この場合、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者、B種優先株主又はB種優先登録質権者、C種優先株主又はC種優先登録質権者及びD種優先株主又はD種優先登録質権者に対しては、前号の分配額に加え、A種優先株式1株、B種優先株式1株、C種優先株式1株及びD種優先株式1株のそれぞれにつき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産にA種優先株式発行要項第3項、B種優先株式発行要項第3項、C種優先株式発行要項第3項及び本発行要項第3項（普通株式と引き換えにする取得請求権）に定めるA種取得比率、B種取得比率、C種取得比率及びD種取得比率を乗じた額と同額の残余財産をそれぞれ分配する。

③ D種優先分配額は、以下の定めに従い調整される。

- (a) D種優先株式の分割又は併合が行われたときは、D種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{当該調整前の分配額}$$

(b) D種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、D種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行D種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（D種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行D種優先株式数」は「処分する自己株式（D種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行D種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行D種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行D種優先株式数} + \text{新発行D種優先株式数}}$$

(c) 上記(a)及び(b)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 普通株式と引換えにする取得請求権

D種優先株主は、D種優先株主となった時点以降いつでも、保有するD種優先株式の全部又は一部につき、当会社がD種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

① D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

D種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「D種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各D種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{D種取得比率} = \frac{\text{D種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

② 上記①のD種優先株式の当初の基準価額及び取得価額は10,441円とする。

(4) 取得価額等の調整

前項に定めるD種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

① 株式等の発行又は処分に伴う調整

D種優先株式発行後、下記(a)又は(b)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前項の取得価額（以下「取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記(a)及び(b)のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(a) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当てを含む。）。但し、D種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同

じ。) の取得原因 (潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。) の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日 (会社法第 209 条第 1 項第 2 号が適用される場合は、同号に定める期間の末日) の翌日以降にこれを適用する。

(b) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合 (無償割当てを含む。)。本(b)にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額 (法令上確定しない場合は当会社が合理的に定める金額とする。) を意味するものとし、以下同様とする。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日 (会社法第 209 条第 1 項第 2 号が適用される場合は、同号に定める期間の末日) に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

記

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\begin{array}{cccc} \text{既発行} & \text{当該調整前} & \text{新発行} & \text{1 株当たり} \\ \text{株式数} & \times & \text{取得価額} & + \text{株式数} \times \text{払込金額} \end{array}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数と、(ii)発行済の種類株式の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式 (普通株式のみ) の数を控除した数を意味するものとする (但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は自己株式 (普通株式のみ) の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。

会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「新発行」は「処分する」と読み替えるものとする。会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」の「株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1 株当たり払込金額」とは、上記(b)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記(a)又は(b)に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前項に定めるD種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本①に基づく調整は、D種優先株式の発行済株式総数の 3 分の 2 以上を有するD種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

② 株式の分割又は併合による調整

D種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合D種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③ その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲において取得価額及び/又はD種優先株式の基準価額の調整を行うものとする。

(a) 資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。

- (b) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
 - (c) 潜在株式等にかかる上記①(b)に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
 - (d) 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会の決議により合理的に判断される場合。
- (5) 普通株式と引換えにする取得
- 当会社は、D種優先株式の発行以降、当会社の株式のいづれかの金融商品取引所への上場（以下「株式上場」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のD種優先株式の全部を取得し、引換えにD種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第3項（普通株式と引換えにする取得請求権）及び前項の定めを準用する。但し、D種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。
- (6) 株式の分割、併合及び株主割当て等
- ① 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
 - ② 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
 - ③ 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主にはC種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、D種優先株主にはD種優先株式又はD種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (7) 議決権
- D種優先株主は、当会社株主総会及びD種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「D種種類株主総会」という。）において、D種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月1日～ 2021年5月31日	—	普通株式 218,000 A種優先株式 64,071 B種優先株式 61,037 C種優先株式 47,679 D種優先株式 43,450	—	90,000	—	641,698

- (注) 1 2021年5月17日開催の臨時取締役会における決議により、2021年6月1日付でA種優先株式64,071株、B種優先株式61,037株、C種優先株式47,679株及びD種優先株式43,450株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を216,237株交付しております。これにより2021年6月1日における発行済普通株式数は434,237株となっております。また、同取締役会における決議により、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2021年6月1日付で消却しております。
- 2 2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月1日付で当社普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,776,607株増加し、発行済株式総数は5,210,844株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 218,000 A種優先株式 64,071 B種優先株式 61,037 C種優先株式 47,679 D種優先株式 43,450	普通株式 218,000 A種優先株式 64,071 B種優先株式 61,037 C種優先株式 47,679 D種優先株式 43,450	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	434,237	—	—
総株主の議決権	—	434,237	—

- (注) 1 2021年5月17日開催の臨時取締役会における決議により、2021年6月1日付でA種優先株式64,071株、B種優先株式61,037株、C種優先株式47,679株及びD種優先株式43,450株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を216,237株交付しております。これにより2021年6月1日における発行済普通株式数は434,237株となっております。また、同取締役会における決議により、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2021年6月1日付で消却しております。

- 2 2021年5月17日開催の取締役会における決議により、2021年6月1日付で当社普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,776,607株増加し、発行済株式総数は5,210,844株となっております。また単元未満株式が144株であり、これにより提出日現在における完全議決権株式（その他）の株式数は5,210,700株、議決権の数は52,107個、総株主の議決権の数は52,107個となっております。
- 3 2021年5月17日開催の臨時株主総会における決議により、2021年6月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2021年3月1日から2021年5月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年9月1日から2021年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例について

当四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,078,296	1,087,833
売掛金	167,335	147,108
仕掛品	557	7,341
貯蔵品	162	116
前払費用	12,787	15,937
その他	6,126	1,216
流動資産合計	1,265,266	1,259,554
固定資産		
有形固定資産	15,369	18,140
無形固定資産		
ソフトウエア	341,217	431,669
その他	514	624
無形固定資産合計	341,731	432,293
投資その他の資産	20,606	44,601
固定資産合計	377,707	495,035
繰延資産	1,787	1,300
資産合計	1,644,761	1,755,890

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,561	14,984
短期借入金	—	40,000
1年内返済予定の長期借入金	53,668	11,386
未払金	46,638	54,674
未払費用	6,172	16
未払法人税等	2,290	1,717
前受金	57,423	80,810
預り金	8,188	12,573
賞与引当金	44,276	18,276
未払消費税等	33,355	22,325
流動負債合計	277,573	256,765
固定負債		
長期借入金	107,969	100,000
資産除去債務	7,700	7,700
固定負債合計	115,669	107,700
負債合計	393,242	364,465
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金	1,056,166	1,056,166
利益剰余金	105,351	245,258
株主資本合計	1,251,518	1,391,425
純資産合計	1,251,518	1,391,425
負債純資産合計	1,644,761	1,755,890

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)	
売上高	899,106
売上原価	364,168
売上総利益	534,937
販売費及び一般管理費	429,344
営業利益	105,593
営業外収益	
受取利息	5
協賛金収入	14,700
雑収入	2,299
営業外収益合計	17,004
営業外費用	
支払利息	1,853
為替差損	697
株式交付費償却	487
営業外費用合計	3,038
経常利益	119,559
税引前四半期純利益	119,559
法人税、住民税及び事業税	1,718
法人税等調整額	△22,065
法人税等合計	△20,346
四半期純利益	139,906

【注記事項】

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症による当社の販売に与える影響は軽微であるとの仮定のもとに、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)	
減価償却費	82,012 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、SaaSソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)
1 株当たり四半期純利益	26円85銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	139,906
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	139,906
普通株式の期中平均株式数(株)	5,210,844
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 2 2021年5月17日開催の臨時取締役会における決議により、2021年6月1日付でA種優先株式64,071株、B種優先株式61,037株、C種優先株式47,679株及びD種優先株式43,450株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を216,237株交付しております。これにより2021年6月1日における発行済普通株式数は434,237株となっております。
- 3 2021年5月17日開催の取締役会における決議により、2021年6月1日付で当社普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これにより当事業年度の期首に当該株式分割及び種類株式から普通株式への転換が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算出しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得及び普通株式の交付)

当社は、2021年5月17日開催の臨時取締役会決議に基づき、2021年6月1日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ交付しております。

1. 取得する自己株式の数

- ① A種優先株式 64,071株
- ② B種優先株式 61,037株
- ③ C種優先株式 47,679株
- ④ D種優先株式 43,450株

2. 取得日 2021年6月1日

3. 交付する普通株式の数 216,237株

4. 交付日 2021年6月1日

(自己株式の消却)

当社は、2021年5月17日開催の臨時取締役会決議に基づき、2021年6月1日付で自己株式として取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを消却いたしました。

1. 消却する自己株式の数

- ① A種優先株式 64,071株
- ② B種優先株式 61,037株
- ③ C種優先株式 47,679株
- ④ D種優先株式 43,450株

2. 消却日 2021年6月1日

(発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用)

当社は、2021年5月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年6月1日付で定款の一部変更を行っておりまます。これにより発行可能株式総数が増加いたしました。また、同臨時株主総会決議に基づき、2021年6月1日付で単元株制度を採用いたしました。

1. 増加する株式数等

- ① 増加前の発行可能株式総数 850,000株
- ② 今回の定款の変更により増加する発行可能株式総数 19,993,300株
- ③ 増加後の発行可能株式総数 20,843,300株

2. 増加に係る基準日 2021年6月1日

3. 増加の効力発生日 2021年6月1日

4. 単元株制度の概要 普通株式の単元株式数を100株とする。

5. 単元株制度の効力発生日 2021年6月1日

(株式分割)

当社は、2021年5月17日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2021年6月1日付で次の株式分割を行っております。

1. 分割の割合

後記基準日における最終の株主名簿に記載された株主の所有する当会社株式1株を12株に分割する。

2. 分割により増加する株式数等

① 株式分割前の発行済株式数	434, 237 株
② 今回の分割により増加する株式数	4, 776, 607 株
③ 株式分割後の発行済株式数	5, 210, 844 株

3. 分割に係る基準日 2021年6月1日

4. 分割の効力発生日 2021年6月1日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年7月26日

モビルス株式会社
取締役会御中



指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

齋藤勝彦

岩崎亮一


指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているモビルス株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年9月1日から2021年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、モビルス株式会社の2021年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上